

「収入保険のご案内」

収入保険はすべての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します！



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。（青色申告実績が5年未満の場合は、5年分ある場合に比べて小さい補償限度額での加入になります。）
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんします。

- ※ 補てん方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含めます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

お問い合わせ

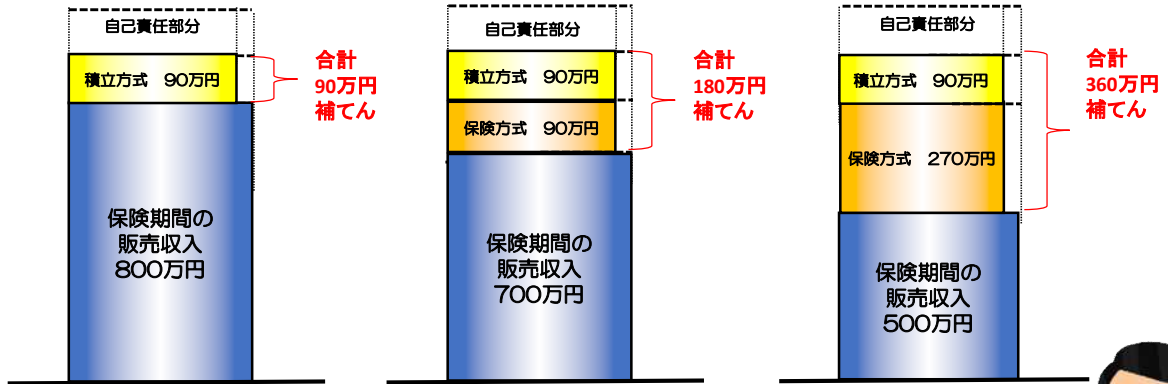
NOSA I 新潟 上越支所

上越市北城町四丁目4番11号 ☎ 025-525-1130

様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

基準収入金額が1,000万円の場合、
どのくらい補てんされるの？

保険期間の農産物の販売収入が900万円を下回った場合に補てん
されます(※)



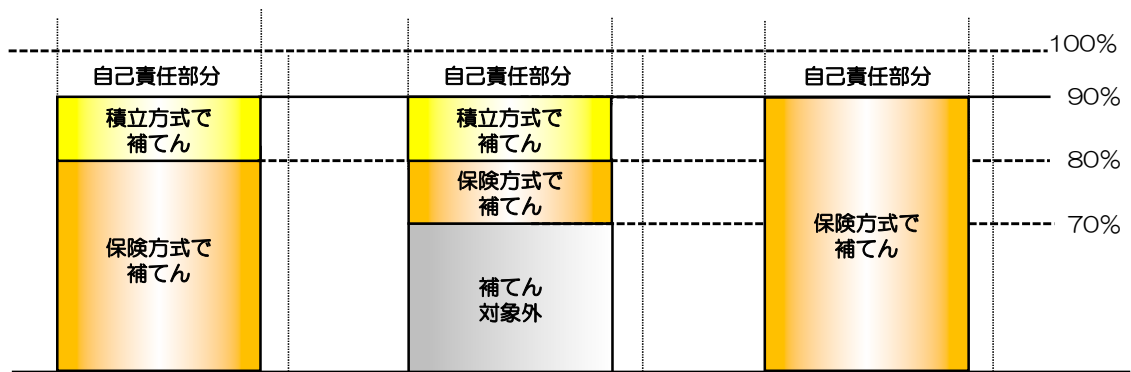
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度)を下回った
場合に、下回った額の9割(支払率)を補てんします。

(※) 掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。

基準収入金額が1,000万円の場合、
保険料等はいくらくらいなの？

「保険方式」と「積立方式」の組合せや「保険方式のみ」での加入ができます。
また、下限設定をすることにより保険料等の負担が軽減されます。

(青色申告実績が5年以上の場合) (補償限度90%を上限として選択)



例① 保険方式80%+積立方式10% 例② 保険方式80%+積立方式10%
(下限70%)

例③ 保険方式90%のみ

保険料	10.8万円
積立金	22.5万円
付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円

保険料	6.1万円
積立金	22.5万円
付加保険料(事務費)	1.9万円
合計	30.5万円

保険料	23.0万円
積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	25.2万円

例①に比べ約4割保険料負担が軽減されます。

例①に比べ約3割負担が軽減されます。